

北上市駐車場規則の一部を改正する規則

北上市駐車場規則（平成3年北上市規則第152号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>（定期駐車券）</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 定期駐車券を購入しようとする者は、定期駐車券購入申込書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。ただし、1回に申し込める使用期間は、<u>6月</u>を超えることができない。</p> <p>4～7 [略]</p> <p>（指定管理者の業務）</p> <p>第9条 [略]</p> <p>2 条例第18条第1項の規定により駐車場の管理を指定管理者に行わせるときは、<u>第4条第2項及び第3項並びに第6条</u>（条例第12条第1項の規定により利用料金を指定管理者に収受させるときは、<u>第4条第2項、第3項、第5項及び第7項並びに第6条</u>）中「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。</p>	<p>（定期駐車券）</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 定期駐車券を購入しようとする者は、定期駐車券購入申込書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。ただし、1回に申し込める使用期間は、<u>12月</u>を超えることができない。</p> <p>4～7 [略]</p> <p>（指定管理者の業務）</p> <p>第9条 [略]</p> <p>2 条例第18条第1項の規定により駐車場の管理を指定管理者に行わせるときは、<u>第3条第2項及び第3項並びに第5条</u>（条例第12条第1項の規定により利用料金を指定管理者に収受させるときは、<u>第3条第2項、第3項、第5項及び第7項並びに第5条</u>）中「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第9条の改正規定及び次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この規則による改正後の北上市駐車場規則の規定による定期駐車券の発行に係る手続は、施行の日前においても行うことができる。